

「監査等委員会設置会社」への移行表明
企業(一部)と特徴

社名	特徴(予定)
パイテック	発表第1号。社外の監査等委員を5人に
アンリツ	任意の指名委、報酬委を今後も開催
コスモ石油	持ち株会社制への移行と同時実施
ジャフコ	社外取締役ゼロからの移行
サントリー食品	取締役会から取締役への権限委譲を可能に
ユニ・チャーム	社外取締役ゼロからの移行

5月導入の「監査等委設置会社」 自由度高く10社超名乗り

社外取締役の活用模索

新しい企業統治制度「監査等委員会設置会社」への移行を表明する上場企業が相次いでいる。2月末までにサントリー食品インターナショナルやユニ・チャームなど10社超が導入方針を発表した。既存の2制度に比べて社外役員確保の負担や法的な規定が少ない点が注目されている。移行を決めた各社の狙いや社外取締役の活用方法を探った。

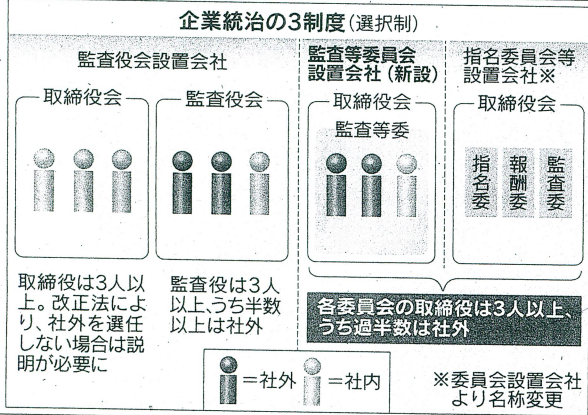
(編集委員 塩田宏之)

サントリー食品は昨年1月1日に移行する。同じ夏、管理本部を中心に移行を検討し始めた。昨年12月決算のユニ・チャームとともに新制度導入の方針を固め、親会社のサントリーホールディングスに伝えている。政府の企業統治議論にも加わった新浪剛史社長は「今まで以上に活発に議論する取締役会を目指してほしい」と応じた。

移行には株主総会での定款変更が必要。サントリー食品は決算期が12月なので3月27日の定時総会で承認を得る予定だ。新制度を盛り込んだ改正会社法の施行日である5月1日に移行する。同じ夏、管理本部を中心に移行を検討し始めた。昨年12月決算のユニ・チャームとともに新制度導入の方針を固め、親会社のサントリーホールディングスに伝えている。政府の企業統治議論にも加わった新浪剛史社長は「今まで以上に活発に議論する取締役会を目指してほしい」と応じた。

移行には株主総会での定款変更が必要。サントリー食品は決算期が12月なので3月27日の定時総会で承認を得る予定だ。新制度を盛り込んだ改正会社法の施行日である5月1日に移行する。同じ夏、管理本部を中心に移行を検討し始めた。昨年12月決算のユニ・チャームとともに新制度導入の方針を固め、親会社のサントリーホールディングスに伝えている。政府の企業統治議論にも加わった新浪剛史社長は「今まで以上に活発に議論する取締役会を目指してほしい」と応じた。

転換期の企業統治



「経営に精通し、時に経営者の暴走を戒められる人材を選びたい」と話し、心力と経営の透明性の両立を目指している。サントリー食品と共通点がありそうだ。

移行判断の背景には法やルールの変化がある。改正会社法は社外取締役を選任しない企業に株主総会での説明義務を課した。金融庁などの有識者がコーポレートガバナンス・コード(企業統治の規範)原案は、独立性の高い社外取締役を2人以上選任すべきとした。6月に東京証券取引所の規則として適用される。

こうした社外取締役の選任圧力に対応するうえで、新制度は使い勝手がいいとの見方が多い。

監査等委設置会社は3人以上の取締役で監査等委員会をつくり、取締役の職務執行をチェックする仕組み。委員の過半数

「経営に精通し、時に経営者の暴走を戒められる人材を選びたい」と話し、心力と経営の透明性の両立を目指している。サントリー食品と共通点がありそうだ。

移行判断の背景には法やルールの変化がある。改正会社法は社外取締役を選任しない企業に株主総会での説明義務を課した。金融庁などの有識者がコーポレートガバナンス・コード(企業統治の規範)原案は、独立性の高い社外取締役を2人以上選任すべきとした。6月に東京証券取引所の規則として適用される。

こうした社外取締役の選任圧力に対応するうえで、新制度は使い勝手がいいとの見方が多い。

監査等委設置会社は3人以上の取締役で監査等委員会をつくり、取締役の職務執行をチェックする仕組み。委員の過半数

監査等委員会設置会社へ移行する企業数はどのくらいになるだろうか。企業統治に詳しい太田洋弁護士は昨秋「最低100社は移行する」とみているが、最近「最終的に200〜300社に達する」と上方修正した。

2003年に移行が始まった委員会設置会社は東証上場企業でわずか58社、全体の2%弱にとどまる。社外取締役

経営の進化 独自性で差も

「彼を社外取締役の目にさらして鍛えた」と今野氏という。監査等委設置会社に指名、報酬の2委員会を設置する義務はないが、任意の諮問委員会は設けられる。アンリツは既に両委員会を開いており、うち指名委では取締役の選任・解任案や社長の進退も議論の対象にしている。

橋本裕一社長は「おかげで迅速化もあるが、取締役会が重要な事項を議論する時間を確保したい」と説明する。取締役会での決定事項の件数を絞り込めば議論が深まるとみる。

一方、ユニ・チャームは「この特典を利用しない方針。複数の社外取締役に交えた取締役会で議論することによる『透明性の向上』(浅田茂執行役員)を重視しているためで判断が分かれた。

「公表するならば一番がいい」。顧問弁護士の村直人氏の助言を受け、1月28日に発表ベースで一番乗りしたのが半導体商社のパイテック。3月決算なので移行は定時株主総会を開く6月になるが、今野邦広会長兼社長は「当社が大きく変わることを社内外に印象づけたかった」と話す。

現在、社外取締役は1人だが、移行時に監査等委員として5人も社外取締役に占める3委員会の設定が、これに対し、監査役会設置会社は社外監査役を2人以上で構成するため、新たな東証規則に沿って社外取締役を2人選ぶと計4人以上の社外執行役員」とみる。

もともと社外役員が少なくてもいい理由としては、企業統治の進化とはいえない。法的な規定の少なさに安心する企業と、指名、報酬の諮問委員会など独自制度を上乗せする企業の差が大きくなるとみられる。

「公表するならば一番がいい」。顧問弁護士の村直人氏の助言を受け、1月28日に発表ベースで一番乗りしたのが半導体商社のパイテック。3月決算なので移行は定時株主総会を開く6月になるが、今野邦広会長兼社長は「当社が大きく変わることを社内外に印象づけたかった」と話す。

現在、社外取締役は1人だが、移行時に監査等委員として5人も社外取締役に占める3委員会の設定が、これに対し、監査役会設置会社は社外監査役を2人以上で構成するため、新たな東証規則に沿って社外取締役を2人選ぶと計4人以上の社外執行役員」とみる。

もともと社外役員が少なくてもいい理由としては、企業統治の進化とはいえない。法的な規定の少なさに安心する企業と、指名、報酬の諮問委員会など独自制度を上乗せする企業の差が大きくなるとみられる。